

## 村有財産売却一般競争入札実施要領

### 1 売却物件

物件番号	区分	所在及び地番	地目	地積	最低売却価格 (予定価格)
1	土地	赤村大字赤 4402 番地 1	雑種地	2,089 m <sup>2</sup>	5,040,757 円

- ※ その他の費用等の負担については、3、4、5頁を確認してください。
- ※ 上記最低売却価格（予定価格）を超える応札がない場合、応札者のうち、最高額で入札した者と協議するものとします。ただし、協議の結果、契約締結に至る場合でも、村議会の議決を得られなければ契約締結できませんので、あらかじめご了承ください。

### 2 入札参加に関する事項

一般競争入札への参加は、個人及び法人を問いません。ただし、次の各号に掲げる人は入札に参加できません。また、代理人としても参加できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 土取り、産業廃棄物等関係用地としての購入を希望する者で、所有権移転後に近隣者とのトラブルが生じる恐れが高いと村長が判断する者

### 3 入札参加申請の申し込み

次の規定に従って参加申請してください。

- (1) 提出書類
  - ① 「村有財産売却一般競争入札参加申込書」
  - ② 「誓約書」
  - ③ 個人…住民票と印鑑登録証明書  
法人…登記事項証明書と印鑑登録証明書
- (2) 提出先 赤村役場総務課財政係
- (3) 申し込み期間

令和2年7月15日（水）から令和2年8月14日（金）まで

（土・日・祝日等の閉庁時を除く）

午前8時30分から午後5時15分までに提出書類を持参して提出してください。

### 4 現地説明会

現地説明会は開催しません。

物件は、現況のまま引き渡しますので、現地を充分確認の上、入札してください。

#### 5 入札の期間及び場所

(1) 入札書の提出方法及び期限

ア 提出方法 封書により持参すること。

イ 提出期限 令和2年8月14日（金）午後5時15分必着

ウ 提出場所 赤村役場総務課財政係

(2) 入札（開札）日時予定

ア 入札（開札）日時 令和2年8月21日（金）午後1時30分

イ 入札（開札）場所 赤村役場 総務課

（田川郡赤村大字内田1188番地）

#### 6 入札参加に必要なもの

(1) 実印（代理人として入札に参加する者にとっては、受任者の実印）

(2) 代理人として入札に参加する者にとっては、委任状及び受任者の印鑑登録証明書

#### 7 落札者の決定方法

開札の結果、村の最低売却価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とし、売却を決定します。ただし、落札者となる価格を入札した者が2人以上ある場合は、後日、当該入札者による「くじ」によって落札者を決定します。

また、参加申込書に記載した利用目的のうち、近隣土地所有者の反対がある場合は、落札の決定を取り消す場合があります。

落札者と決定した者であっても、別紙隣接地権者同意書を土地売買契約書と一緒に提出できない場合は契約できません。

なお、入札（開札）日時は、別途入札概要のとおりである。

#### 8 契約保証金について

落札者は、赤村財務規則の規定により契約金額の100分の10以上の現金又はこれに代わる担保を契約保証金として村に納入しなければなりません。ただし、売払代金（契約及び所有権移転登記に要する費用等を含む。以下同じ。）が契約と同時に即納される場合は、免除されます。

#### 9 契約書の提出

落札者は、落札の日から30日以内に契約書を提出しなければなりません。

#### 10 代金の納付及び所有権の移転

落札者は、契約の締結後に契約締結の日から20日以内に売払代金を一括し

て納付しなければなりません。また、所有権移転登記は、代金の納入後に村が嘱託登記しますので司法書士報酬は不要ですが、登録免許税及び契約に係る費用（印紙税）は落札者の負担となります。

### 1 1 契約保証金の帰属

落札者が、期日までに売払代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは、契約は解除され、契約保証金は返還されません。

### 1 2 売買物件の引渡し

物件の引渡しは、売払い代金納入後に現状のまま行われます。

### 1 3 その他の費用等の負担について

落札金額のほかに、次の負担が発生します。

#### (1) 契約の際に必要な費用負担

物件 番号	登録免許税	印 紙 税
1	75,600 円	<p>売買契約の印紙税が、落札金額により 1 千円から 5 千円程度必要です。</p> <p>1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下のもの 1 千円</p> <p>5 0 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下のもの 5 千円</p>

#### (2) 所有権移転後に課税されるもの

次表の固定資産税評価相当額を目安に、それぞれ賦課されます。

- ① 固定資産税（村税）… 1 月 1 日時点の所有者に毎年賦課  
[税額＝課税標準額の 1. 4 %]
- ② 不動産取得税（県税）… 所有権移転後 1 回のみ賦課  
[税額＝課税標準額の 3 %]

※ 令和 3 年 3 月 3 1 日までに宅地等（宅地及び宅地評価された土地）を取得した場合は、取得した不動産の価格 × 1 / 2 を課税標準額とします。

物件 番号	所在及び地番	固定資産税評価相当額 (令和 2 年度)
1	赤村大字赤 4 4 0 2 番地 1	5, 0 4 0, 7 5 7 円

※ 評価相当額は、あくまでも目安ですので、確定した価額ではありません。また、土地の利用状況や制度の変更等により変動します。

#### 1 4 その他

- (1) 入札参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加者は、この要領等についての不明なことを理由として、異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札結果（落札価格、落札者名等）は、情報を開示することがあります。
- (4) 最低売却価格（予定価格）を超える応札がない場合、応札者のうち、最高額で入札した者と協議するものとします。ただし、協議の結果、契約締結に至る場合でも、村議会の議決を得られなければ契約締結できませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 参加申込書に記載した利用目的のうち、近隣土地所有者の反対がある場合又は落札者と決定した者であっても、別紙隣接地権者同意書を土地売買契約書と一緒に提出できない場合は契約できませんので、あらかじめご了承ください。

#### ○ 問い合わせ先（事務局）

〒 8 2 4 - 0 4 3 2

福岡県田川郡赤村大字内田 1 1 8 8 番地

赤村役場総務課財政係

電 話 0 9 4 7 - 6 2 - 3 0 0 0 内線 6 5 0

F A X 0 9 4 7 - 6 2 - 3 0 0 7

メール [aka-s.zaisei-kanzai@vill.aka.lg.jp](mailto:aka-s.zaisei-kanzai@vill.aka.lg.jp)